
証券市場の国際化に伴う証券関係 法制の整備について

昭和48年2月5日
証券取引審議会

近年、わが国証券市場における国際化の進展は、まことに顕著なものがある。ことに最近、わが国の資本輸出国としての地位の上昇に伴い、対外証券投資自由化の進展、外国企業等によるわが国資本市場での資金調達等、国内投資家による外国証券取得の機会が増加する傾向にある。

このような情勢にかんがみ、当審議会では国内における外国証券の発行・流通に伴う投資者保護の問題について検討することとし、①外国発行主体がわが国で発行する円建債券（以下「円建外債」という。）に係る開示制度整備に関する問題、②外国株式の国内での発行・流通に関する問題、③外国投資信託証券の国内販売に関する問題の3点について審議を行なった。

それぞれの審議結果は、以下に述べるとおりである。

第1 円建外債に係る開示制度整備に関する問題

証券市場における国際化の進展に伴い、今後とも円建外債の発行銘柄は増加し、発行量も増大していくものと予想される。円建外債については、適用法規等に関し内国債とは異なった点があるので、改めて投資者保護の観点から開示制度を整備する必要がある。このため、円建外債の債権管理、民事的救済手続および無担保の場合の債権者保護条項について検討し、その結果に基づいて「債券の要項」のモデルを作成し、これ

を基礎として円建外債の開示制度の内容について検討を行なった。

一 円建外債の債権管理

1. 外国社債の社債権管理

国内社債の社債権管理について、商法は社債権者集会による自治的管理を建前としているが、募集の受託会社に対しても社債権管理の権限を与えており、現実にはこの募集の受託会社が社債権者保護のために重要な役割を果たしている。

ところで現行法上、外国会社がわが国で発行した社債について、その社債権管理の方法を定めた規定はない。しかしわが国の法制上、債権契約の準拠法の決定については当事者自治の原則がとられている（法例第7条）ので、外国社債について日本法を準拠法として指定することにより、商法の社債権管理に関する規定の適用を受けることは可能である。ただしこの場合においても、発行者の所属国（以下「相手国」という。）の法制上、日本法を準拠法として指定することを認めないことがあるので、準拠法指定の適法性について、相手国側の権威ある法律意見により、あらかじめ確認をしておく必要がある。

2. 外国国債等の債権管理

外国の国債・地方債等社債以外の債券については、日本法を準拠法として指定した場合でも、社債の場合と異なり、商法の社債に関する規定は適用されない。したがって、日本法を準拠法として指定するだけでは不十分であり、さらに当事者である発行者（債務者）、債券所持人（債権者）および受託会社（債権者のために債権の管理を行なう者）が、契約により、その権利義務関係を明確にしておく必要がある。それには、①商法の社債権管理に関する規定に類似する法律関係を個別に定める方法と、②個別の条項を定めるかわりに商法の社債に関する規定に拠ることを定める、いわゆる実質法的指定を行なう方法

とが考えられる。

二 円建外債の民事的救済手続

1. 裁判管轄権

現行法上、涉外事件に関して国際的裁判管轄を定めた明文の規定はないが、わが国に裁判管轄を定める旨の合意は、①対象となる紛争が、例えば、特定の円建外債に係るものというように特定されていること、②外国の専属管轄に属するものでないこと、③合意が書面等により明確になされていること等を要件として、一般に有効であると解されている。

もっとも外国国債の場合、国家は他国の裁判官管轄権には服さないという国際法上の免除特権を持っている。しかしこの場合においても、わが国の裁判所を管轄裁判所として指定するような合意があるときは、この免除特権は放棄したものと解される。

以上により債権者保護の観点から、円建外債の発行に際しては、対象となる紛争がわが国の裁判所の管轄に属する旨を契約の中で明らかにしておくことが望ましい。

なお、他国の裁判所の管轄に属する旨の合意をすることを認めない国もあるので、その合意の適法性について、相手国側の権威ある法律意見により、あらかじめ確認しておく必要がある。

2. 判決の執行

(1) 日本国内における執行

日本の裁判所の判決は、円建外債の発行者の財産が日本国内にある場合には、これに対して執行することができる。ただし外国国債の場合は、外国大使館等国際法上不可侵権の認められている財産に対して執行することはできない。

(2) 相手国内における執行

日本の裁判所の判決は、相手国がその判決を承認した場合に限り、相手国の手続によって執行することができる。したがって相手国が、その国内法制上①一般に他国の判決をどう取扱っているか、②特に相互主義の関係により日本の判決をどう取扱っているかについて、相手国側の権威ある法律意見により、あらかじめ確認をしておく必要がある。

また判決が承認された場合でも、相手国の法制によっては、国の財産に対しては執行できないことがある。したがって外国国債等の場合においては、この点についても、相手国側の権威ある法律意見により、確認をしておく必要がある。

なお、相手国側の法制が外国判決を承認しない場合または承認することについて厳格な要件を設けているような場合には、むしろ相手国の司法的保護を求めた方が有利なこともある。このような場合には、わが国の裁判所の管轄に属する旨の合意をするとともに、債券所持人の相手国裁判所への提訴権を留保しておくことも考えられよう。

3. 投資紛争解決国際センター

これまで述べたとおり、外国国債には国家の免除特権に基づく種々の問題があるので、それにまつわる紛争の解決を「投資紛争解決国際センター」に委ねることも有力な方法であろう。

「投資紛争解決国際センター」は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争解決に関する条約」に基づいて設立された国際機関であり、締約国（締約国の行政区画または機関で当該締約国がセンターに対して指定したものを含む。）と他の締約国の国民（法人を含む。）との間の投資紛争であって当事者間でセンターの管轄に属する旨の合意があるものについて、その解決に当る。センターによって設けられ

た仲裁裁判所の判断は、それぞれの締約国において自国の裁判所の確定判決と同一の効力を持っている。

わが国は既にこの条約に加盟しているため、相手国も加盟しており、かつ、当事者間でセンターの管轄に属する旨の合意がある場合には、これを活用することができる。そのためには、円建外債の発行に際し、あらかじめこの合意をしておくことが望ましい。

三 無担保債の債権者保護条項

これまでの円建外債はすべて無担保で発行されており、今後は外国国債、国際機関債等に限らず、外国社債も無担保で発行されることが予想される。

欧米諸国においては社債契約等の中に担保設定制限条項や財務制限条項を取り入れている例が多いが、わが国においても、無担保債の債権者保護を図るため、これを採用することが考えられる。

担保設定制限条項には、担保権の設定を一切禁止するもの、他の債権のために担保権の設定が行なわれた場合にはその担保物件によって無担保債の債権も同順位で、または優先して担保されるものなどがある。また財務制限条項には追加的長期債務についての財務比率による制限、社債の場合における株主に対する利益配当についての制限などがある。

このようにこれらの制限条項には様々なものがあるが、相手国の法制その他の具体的状況を考慮に入れて投資者保護のために真に実効性のある内容が定められなければならない。

四 「債券の要項」モデル試案

上述のとおり、円建外債に関しては、債権管理、民事的救済手続、無担保債の債権者保護条項など当事者間の契約に盛り込むべき事項が少なくない。そしてこの契約は、多数当事者間の契約であるから、いわゆる「債券の要項」の中に記載されるのが適当である。

「債券の要項」とは、債券が発行されるに際して、その債券に関する基本的事項を定めたものである。わが国においては、発行者、債権者、受託会社間で締結される基本的な契約として、①発行者と債権者間の「債券契約」と②発行者と受託会社間の「募集の委託契約」があるのが一般的であり、その各々の契約に、全く同一の「債券の要項」を取り込むことにより、各契約間の整合性を保っている。また「債券の要項」は、ひろく債権者が知悉できるようにするため、債券の券面に記載されることとされている。

ところで円建外債のうち、特に外国の国債等社債以外の債券については、当事者間の権利義務関係を契約によって明確にしておく必要がある事項が多いので、社債以外の債券について「債券の要項」のモデルを検討し、別記のような試案を得た。

五 円建外債についての開示制度の整備

以上のような検討の結果、内国債と円建外債の主要な相異点も明らかとなったので、円建外債については、財務の状況等一般的記載事項のほか、次のような事項についても開示をさせる必要があるとの結論に達した。(注)

- (1) 受託会社の有無およびその権限
- (2) 日本法を準拠法とする旨の合意の有無
- (3) 日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意の有無
- (4) 相手国における外国判決執行の要件
- (5) (2)～(4)の適法性に関する法律専門家の法律意見
- (6) 担保設定制限条項、財務制限条項の有無およびその内容

(注) 外国国債等については、本報告書の趣旨に沿って「外国債等の募集又は売出しの届出等に関する省令」(昭和47年4月27日大蔵省令第26号)が公布、施行されている。

第2 外国株式の国内での発行・流通に関する問題

対外証券投資の拡大や外国企業のわが国資本市場での増資などにより、国内投資家の外国株式保有が次第に増加する傾向にあり、また最近では、外国企業からのわが国取引所への株式上場希望も多いと伝えられる。このような状況にかんがみ、外国株式の発行・流通に関して、現行法制上の問題点とそれに備えた新たな法制整備等の問題について検討を行なった。

一 外国株式の発行・流通に関する現行法制上の問題点

1. 外国で発行された外国株式の流通

株式の移転は発行会社との関係では会社属人法によるとするのが、国際私法の一般原則であると解されている。

わが国商法では、記名・無記名を問わず株式の譲渡は株券の交付のみで足りると規定されている（商法第205条）が、欧米諸国の法制では、記名株式の譲渡は裏書・交付が要件とされている。したがって、上記の一般原則によるものとすれば、外国で発行された外国の記名株式をわが国で譲渡する場合には、国内の株式とは異なった方式によらなければ、発行会社に対して株式の移転を主張できないことになる。

また商法には、株券についても即時取得（同法第229条）、除権判決（同法第230条）の規定が設けられているが、これらの規定は外国株券に対しては適用されない。

このような問題を抱えているので、何らの手当を加えないまま外国株券をわが国の流通市場に受け入れることは、投資者保護上適当でないと考えられる。

2. 国内で発行された外国株式の流通

外国会社が日本国内で発行した株券に係る株式の譲渡については、

商法では、国内株式と同じく、株券の交付のみで足りると規定されている（同法第205条、第483条）。しかし商法のこの規定は、株式の移転は発行会社との関係では会社属人法によるとする国際私法の一般原則とは異なった立場をとっているため、この規定によると、外国の発行会社との関係において、実際上の問題として困難を生ずる虞れがある。

3. 国内での外国株式公募

いずれにしても以上のような問題があるので、わが国で公募される外国株式については、その株券の発行および保管をすべて外国で行なわしめるような特別な配慮も必要であろう。

二 外国株券の代替証券

1. 代替証券——いわゆる JDR——の意義

上述のような株式の流通に関する内外法制相違の問題を克服し、外国株式の国内での発行・流通の円滑化を図るため、欧米諸国において外国株券の代替証券として普及している預託証券制度を導入することが考えられる。

現在わが国において考えられている預託証券（以下「JDR」という。）制度には、①原株券の所持人が本邦内の受託機関に原株券を寄託し、当該受託機関がその見返りとして寄託証券を発行する方式（寄託方式）と、②原株券の所持人が本邦内の信託会社に原株券を信託し、当該信託会社がその見返りとして信託受益証券を発行する方式（信託方式）とがある。いずれの場合も寄託証券または信託受益証券が原株券の代替証券として流通する制度であって、原株券は受託機関（信託方式の場合においては信託会社。以下同じ。）または受託機関から再寄託を受けた保管機関によって保管され、その名義は受託機関または保管機関等代替証券所持人以外の者の名義、すなわちいわゆる

ノミニー名義となる。

JDR制度は、流通に関する法的障害を克服するとともに投資家と原株発行会社との間に受託機関が介在することにより、配当金受領、新株引受権行使、議決権行使等に関し便宜が図られるなど、投資者保護上有益な機能を有するものと考えられる。

しかしながら、JDR制度の導入に当っては、次に述べるとおり、証券取引法の関連規定等の整備について検討する必要がある。

2. JDR制度導入に必要な法制整備についての考え方

(1) 証券取引法上の有価証券性

JDRが外国株券の代替証券として十分な機能を果たすためには、証券取引法上の有価証券に該当することが明らかでなければならない。証券取引法は、国民経済の適切な運営と投資者保護に資するため、有価証券の発行・流通に関して種々規定を設けている。しかし、同法第2条第1項で有価証券を列記しているので、これに該当しないと開示制度の適用もなく、また免許業者である証券会社で取り扱うこともできなくなる等証券取引法所定の投資者保護は期待しえないこととなる。

したがってJDRの証券取引法上の有価証券性を明確にする必要がある。これに関し、JDRは実質的には原株券そのものと見ることができるから同法第2条第1項第8号に該当する証券であるとする考え方もあったが、JDR制度導入の関係で他に法制整備を必要とするので、その整備の仕方と併せて同項第9号の政令指定等所要の法制整備の方法を考えるのが適当であろう。

(2) 受託機関に対する行政的監督

受託機関は、原株券の保管責任を負うにとどまらず、配当金の受領、議決権の行使など受託株券に係る株主権をJDR所持人のため

に行使する権限を有し、義務を負うものである。このような受託機関の役割にかんがみ、受託機関に対し、資格要件の設定、寄託約款の規制など投資者保護上必要な行政的監督を及ぼしうるよう、別途、所要の制度整備を図る必要がある。

(3) 開示制度の適用

証券取引法は、有価証券の発行者に対し、企業内容開示義務を課している。JDRの発行者は受託機関であるから、受託機関には企業内容開示義務があるが、原株発行会社にその義務はない。しかしながら、JDRは代替証券であるから、原株発行会社の企業内容が開示されなければ、投資者保護の目的が充分には果せないこととなる。ところで開示制度に関する諸規定は、刑罰法規に波及する問題もあるので、証券取引法の「発行者」の定義規定（同法第2条第5項）を改める等開示制度の関係規定についても所要の整備を図る必要がある。

三 外国株式の上場

1. 振替決済制度による外国株式の上場

証券市場における国際化の進展に伴って、海外からのわが国取引所への株式上場希望は今後ますます強まってくるものと予想される。これに備え、JDR制度導入に必要な法制整備について引き続き検討を行なう必要があることは勿論のことながら、さしあたり株券流通に伴う法制上の問題を回避しつつ上場基準の策定等外国株式上場のための体制整備を図る必要がある。

そのためには、次のような振替決済制度の活用を前提とすることが適当であると考えられる。

2. 外国株式振替決済制度の概要

(1) 仕組みの法的性格—混蔵寄託に授權理論を組合わせたものとする

- (2) 上場対象銘柄—上場基準に適合する外国会社の発行する原株式とする。
- (3) 原株券の保管機関—原株券は国内に輸入せず、取引所の指定する外国所在の銀行または信託会社に寄託する。
- (4) 保管株式の名義—名義はノミニー名義—東京証券取引所の完全子会社である日本証券決済株式会社の名義—とする。
- (5) 振替決済機関—日本証券決済株式会社とする。
- (6) 決済の方法—振替決済の方法による決済のみを認める。
- (7) 預り証—外国株式が寄託された場合に、取引所会員は顧客に対して会員名義の預り証を発行する。
- (8) 寄託株式にかかる権利の処理
 - ① 議決権の行使—実質株主の意思に基づき名義人が行使する。
 - ② 新株引受権—実質株主の指示により引受権を行使するか、もしくは売却処分する。
 - ③ 配当金の受領—名義人を通じて実質株主が受け取る。

第3 外国投資信託証券の国内販売に関する問題

わが国証券市場における国際化の進展、OECDにおける「投資信託の運営に関するスタンダード・ルール」の制定および投資信託証券売買の自由化を促進するための資本自由化コード改正案の作成等の状況にかんがみ、外国投資信託証券の自由化措置に伴う国内販売の実施要領等の検討を行なった。

その結果、投資者保護を図る見地から、次のような要領により実施するのが適当であるとの結論に達した。

1. 国内販売等の方法

外国投資信託証券の国内販売等は、わが国にある証券会社（以下単に「証券会社」という。）を通じて行なうこととする。ただし、外国証券業者に関する法律施行令第2条第1号に規定されている金融機関等については、証券会社を経由することなく直接購入できることとする。

2. 開示制度の適用

外国投資信託証券について募集または売出しをする場合には、証券取引法上の開示制度に関する諸規定が適用になる。しかしながら、外国投資信託証券の募集または売出しに際し、投資者保護上開示すべき事項は、投資信託の仕組み、関係当事者、業務内容等の面での特殊性にかんがみ、一般企業の場合とはかなり異なったものとならざるを得ない。したがって、外国投資信託証券に関する開示制度を新たに整備する必要がある。（注）

（注） 本報告書の趣旨に沿って「外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」（昭和47年11月18日大蔵省令第78号）が公布、施行されている。

3. その他

(1) 以上の措置は、クローズド・エンド型のもを除く投資信託証券について行なわれる。クローズド・エンド型の投資信託は、一般の株式会社等と類似の性格を有するものであるから、これが発行する証券については、外国株式等と同様に取り扱いすることとする。

(2) わが国の投資信託が免許制下にあるのと異なり、外国投資信託にはいろいろな性格のものが含まれているので、当分の間、証券会社等は投資者保護のために特に十分な配慮をする必要があると考える。（注1、2）

（注）1 東京証券業協会は、OECDの「投資信託の運営に関するスタンダード・ルール」を基礎として「外国投資信託証券の選別

基準」を作成，昭和47年11月20日の理事会で決議している。

(注)2 東京証券業協会は，また販売方法，開示方法等について，「外国投資信託証券の販売等に関する申し合せ」を昭和47年11月28日の総会で決議している。

〔附 記〕

本問題の審議は，当審議会専門委員会の審議結果に基づいて行なわれた。

専門委員会は，当審議会が証券関係法制の問題を専門的立場から検討するために設けたもので，委員は次のとおりである。

委員 長

証券取引審議会委員
東京大学名誉教授

鈴木 竹 雄

委 員

(五十音順)

東京大学教授

鴻 常 夫

神戸大学教授

河 木 一 郎

東京大学教授

竹 内 昭 夫

京都大学教授

竜 田 節

法務省民事局参事官

田 辺 明

東京証券取引所常務理事

星 野 孝

東京大学教授

矢 沢 惇

〔別 記〕

「債券の要項」モデル

本要項は，（発行者名）〔以下「発行者」という。〕が，（議会の承認，理事会の決議等に基づき発行する（債券名称）〔以下「本債券」という。〕にこれを適用する。

1 本債券の額面総額は金（ ）億円とする。

- 2 本債券の券面種類は（ ）万円，（ ）万円，…………及び（ ）万円の（ ）種とする。
- 3 本債券の利率は年（ ）パーセントとする。
- 4 本債券は無記名式利札付に限るものとし，その記名式への変更，分割又は併合はしない。
- 5 本債券の時効は，元金については10年，利息については5年とする。
- 6 本債券の債券及び利札には，複写方式により，発行者の（代表者たる資格を有する者）の署名を付するものとする。
- 7 本要項において受託会社とは，（A社），（B社），…………（C社）をいい，受託会社の代表は（A社）〔以下「代表受託会社」という。〕とする。
- 8 本債券の債券には，受託会社が発行者及び本債券の債権者に対し本要項に定める受託会社の職務を行なう義務を負うことを記載し，複写方式により，受託会社の代表者の署名を付するものとする。
- 9 本債券の登録は（〇〇銀行）においてこれを取り扱う。本債券の債権者はいつでも，その債券を登録することができる。
応募者登録の費用は発行者の負担とし，その他の登録の費用はこれを請求する者の負担とする。
- 10 本債券の債券原簿の作成並びにその管理は，代表受託会社がこれを取り扱う。
- 11 本債券の元利金支払事務取扱者及び元利金〔額面超過金を含む。〕の支払場所は，次のとおりとする。

（甲銀行 D店）

（乙銀行 E店）

（丙証券 F店）

元利金支払事務取扱者の代表は，（甲銀行）とする。

12 本債券の利息は(年 月 日)からこれを付し、毎年(月 日)及び(月 日)の2回に、おのおのその日までの6カ月分を支払う。ただし、第1回支払日に支払うべき利息は365日日割計算とする。

13 本債券の利息は償還期日後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に償還を怠ったときは、償還が実際に行なわれるまでの期間につき利息を支払う。なお、その期間は、元利金支払事務取扱者が償還基金を受領した旨の公告を、代表受託会社が行なった日以後()日を超えないものとする。

14 (租税に関する条項)

15 本債券は、()年から()年まで、毎年(月 日)に各()億円を額面価額で償還し、(年 月 日)に残額()億円を償還する。

16 発行者は、市場等から任意の券面種類の本債券を買入消却することにより、前項の償還義務を履行することができる。この場合発行者は、各償還期日の()日前に、償還に充当するために買い入れた債券の総額、券面種類及び債券番号を書面により代表受託会社に通知し、その買い入れた債券〔登録債については登録済証及び発行者がこれを買受けた事実を証する書面〕を代表受託会社に交付するものとする。

17 発行者は、(年 月 日)若しくはその後の各利払期日に、本債券の全部又は一部を次の価額で繰上償還することができる。

()年 額面100円につき()円

()年 額面100円につき()円

()年 額面100円につき()円

()年 額面100円につき()円

発行者は、償還すべき日の少なくとも（ ）日前に、その金額及び期日その他必要事項を書面により代表受託会社に通知するものとし、代表受託会社はその償還期日の少なくとも（ ）日前にこれを公告するものとする。ただし、受託会社が本債券の債権者のために必要でないと認める場合はこの限りでない。

18 買入消却の場合を除き、償還すべき本債券の決定は、抽せんにより行なう。抽せんは、東京都において、償還期日の少なくとも（ ）日前に、代表受託会社の本店でこれを行なうものとする。各償還期日に償還のため抽せんすべき各券面種類毎の金額は、償還のため抽せんすべき本債券の額面総額に対し、償還期日直前における本債券の該券面種類の未償還額面金額〔ただし、発行者が、該償還期日における償還に充当するため買い入れ、提示した該券面種類の額面金額を控除した額〕の償還期日直前における本債券の未償還額面総額〔ただし、発行者が、該償還期日における償還に充当するため買い入れ、提示した本債券の額面総額を控除した額〕に対する比率を乗じて算出した額とする。ただし、算出された各券面種類毎の金額につき、券面額以下の端数が生じたときは、適宜これを調整するものとする。

19 抽せんの方法は未償還債券〔ただし、発行者が各償還期日における償還に充当するため買い入れ、提示した本債券を除く。〕の番号の中から、券面種類毎に各1個を適切な方法により抽出したのち、抽出された各番号に続く番号を券面種類毎の抽せん償還すべき額に達するまでとることにより、償還すべき債券の番号を確定するものとする。ただし、各券面種類で未償還のもの最終番号に達した場合には、必要があれば、その最も若い番号に戻り、連続番号をとってゆくものとする。

20 代表受託会社は、抽せん後速やかに、償還が確定した本債券の連続

番号の最初と最後を、本要項37に定めるところに従い公告するものとする。この場合、前回までの抽せんにより償還が確定した本債券で償還のための提示がないものについては、その債券番号を併せ公告するものとする。

- 21 本債券の債券の元利金〔額面超過金を含む。〕は、本要項31に定める場合を除き、債券又は利札と引換えにこれを支払う。登録した本債券の元利金〔額面超過金を含む。〕は、本債券の債権者が本債券の登録申請に際し指定した元利金支払場所において、登録済証を添付した元金領収書又は利金領収書と引換えにこれを支払う。この場合元利金支払事務取扱者は、元金領収書に付された印鑑を登録機関に届出た該債権者の印鑑と照合するものとする。
- 22 本債券の債券の償還には、支払期日未到来の利札全部を付した債券の提出を要するものとし、支払期日未到来の利札が欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。ただし、その利札の所持人は、本要項5に定める時効期間内にこれを提出して、その控除金額の支払を受けることができる。

23 (担保設定制限条項)

(注) 担保設定制限条項の例

- (1) 発行者は、本債券の全額が償還されるまでは、既往又は将来の借入金〔債券の発行を含む。〕にかかる主たる債務又は保証債務を担保するために、その財産に対し、抵当権、質権その他の担保権〔発行者が買入代金の全部又は一部の担保としてその買入財産の上に設定する抵当権、質権その他の担保権を除く。〕を設定しないものとする。ただし本債券に対し、他の債務と同等の順位、比率を以て抵当権、質権その他の担保権が付せられる場合はこの限りでない。(ア

ジ銀債，世銀債の例)

(2) 本証券は，発行者の他の一般債務と同列にあって，発行者はそれら
を公平に取り扱う。発行者は，将来発行者の対外債務が発行者の
資産又は歳入により担保される場合には，本証券も同等に担保され
ることを誓約する。(産投新米貸公債の例・要旨)

24 本要項23に基づき発行者が担保を提供した場合には，受託会社が，
本債券の債権者のために，その担保権を保有し，実行するものとす
る。(その他，これにかかる費用負担の条項)

25 (財務制限条項)

(注) 財務制限条項の例

発行者は，本債券の全額が償還されるまでは，その通常資本財源
〔……省略……。〕に充当するための資金の借入〔債券の発行を含
む。〕若しくはこれが負担することとなる保証については，その借入
れるべき額又は保証すべき額をそれぞれ加えた借入総残高及び保証総
残高の合計額が，……中略……発行者の請求払資本の額〔請求に応じ
それまでに払込済の額を除く。〕を超える場合には，かかる資本の借
入若しくは保証を行なわない義務を負う。(アジ銀債の例)

26 発行者は，本債券の期限の到来にもかかわらず，その提示がないた
めに本債券全額の償還をなし得ない場合には，本要項23又は25に定め
る義務を負わないものとする。

27 受託会社は，本債券の債権者のために本債券の元利金〔額面超過金
を含む。〕の支払を受けるに必要な一切の裁判上又は裁判外の権限を
有するものとする。

受託会社は，本要項に定める職務〔代表受託会社が行なう職務を除
く。〕を共同して行なうものとする。

28 受託会社は，発行者が本債券の元利金〔額面超過金を含む。〕の支

払基金の元利金支払事務取扱者に対する交付を元利金支払期日後（
）日を経過してもなお怠っているときは、遅滞なく当該義務の不履行の旨を公告するものとする。

本項の手續に要する費用は、これを発行者の負担とする。

- 29 受託会社は、本債券未償還総額の10分の1以上にあたる債権者から共同若しくは単独で、債券〔登録債については登録済証〕を添えた書面による請求を受けたとき又は必要とみとめたときは、発行者の本債券に基づく義務の不履行を議題とする債権者集会の招集を行なうものとする。

該集会においては、本債券の債権者は、受託会社に提出した本債券額面10万円毎に1個の議決権を有するものとする。

該集会の決議は、本債券未償還総額の半数以上にあたる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれをなすものとし、その執行は受託会社がこれにあたるものとする。

本項の手續に要する費用は、これを発行者の負担とする。

- 30 発行者が本債券に基づく義務を正当に履行しないときは、本債券の債権者集会の決議により、発行者に対し、2ヶ月を下らない期間を定め、その期間内に義務の履行をなすべき旨及びその期間内に履行がなされないときは本債券の未償還額全部につき期限の利益を失う旨を通知することができる。

- 31 本債券の債券若しくは利札を喪失又は汚損した者が、除権判決の確定謄本を添えて、代り債券若しくは代り利札の交付を請求したときは、代表受託会社はその者にこれを交付するものとする。この場合支払期日の到来したのものに対しては、除権判決の確定謄本を提示したときは、債券若しくは利札の引渡しを受けずにその元金若しくは利息を支払うものとする。本債券の債券若しくは利札の除権判決の手續は、

元利金支払場所を所管する裁判所がこれを管轄する。

本債券の債券若しくは利札を喪失又は汚損した者が、除権判決の手續を受けるため、その債券若しくは利札を発行者が発行した旨の証明書を請求したときは、代表受託会社は、これを作成、交付するものとする。

汚損した債券で、代表受託会社が真偽を鑑別し得るものについては、代表受託会社は、その債券若しくは利札の引渡しを受けたときは、代り債券若しくは代り利札を交付することができる。この場合代表受託会社は、引渡しを受けた債券又は利札を廃消するものとする。

代り債券若しくは代り利札並びに登録債の登録抹消による債券の交付に要した実費は、これを請求する者の負担とする。

- 32 本債券の元利金〔額面超過金を含む。〕の支払期日が日本国における銀行休業日にあたるときは、その翌営業日にこれを繰り下げる。
- 33 本債券に基づく債務の履行地は東京都とする。
- 34 本債券の債券及び利札並びに本要項に関連する訴訟は、本要項に別に定める場合を除き、東京地方裁判所がこれを専属的に管轄する。
- 35 発行者に対する発行権限の付与及びその執行に関するものを除き、債券及び利札の様式、内容、本債券の債権者を含む全当事者の一切の権利、義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従うものとする。
- 36 発行者は、訴訟に関する送達を受けるための住所を（××××）に定め、（△△△△）をもってその住所に対する送達を受領者とする。
- 37 本債券に関する公告は、日本国の官報並びに東京都及び大阪市において発行する日刊紙に、各1回これを行なうものとする。本債券の各債権者に対する直接の通知はこれを要しない。